

鳥羽市高等学校通学費等補助事業についてのご案内

○鳥羽市高等学校通学費等補助とは

鳥羽市では、子どもの教育に係る経済的負担を軽くするため、
高校生の通学等に係る費用の一部補助しています。対象者は、以下のとおりです。

○令和6年度分 申請受付期間

令和7年2月28日(金) ～ 令和7年3月14日(金)

鳥羽市 HP



補助の内容について		
対 象 者	＊鳥羽市内在住で県立鳥羽高等学校に通学する生徒の保護者 ＊離島に住所を有しながら、通学又は下宿等をする生徒の保護者	
補助対象期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
通学方法等	① 公 共 交 通 機 関 (近鉄、JR、バス、定期船)	② 下 宿 等【離島地区限定】 (下宿、アパート、学生寮等)
補 助 額 (率)	離島地区の場合 定期購入額の4分の1 県立鳥羽高等学校へ通う方の場合 定期購入額の2分の1	下宿等の場合 契約金額(月額)の4分の1 (但し、食費、管理費等を除く) ※月額上限12,500円
必 要 書 類	・通学費等補助金交付申請書 ・在学証明又は生徒証明書(写) ・定期券(写)又は通学定期乗車券発行控(写) 【補助対象期間中に購入したすべての定期券(写)又は通学定期乗車券発行控(写)】 ・金融機関の通帳(写)※振込み先確認用	・通学費等補助金交付申請書 ・在学証明又は生徒証明書(写) ・下宿契約書等(写) ・金融機関の通帳(写)※振込み先確認用
提 出 先	教育委員会事務局または各連絡所	
そ の 他 注 意 事 項 等	・申請書等は、教育委員会事務局と各連絡所に配置しています。鳥羽市ホームページからもダウンロードできます。 ・定期券の写しにつきましては、有効期間満了日の確認できるもの ・通学定期乗車券発行控の写しにつきましては、通学区間、発行年月日、通用期間、発行駅が明記されているもの ・下宿等申請における契約書等の写しについては、家賃、食費、管理費等の内訳及び契約先、契約期間が確認できるもの	

【説明】

＊高等学校等に通う生徒とは、高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程に通う生徒のことです。ただし、高等専門学校及び全日制高等学校5年課程については1学年から3学年までが対象です。

＊通学定期購入者以外の人は補助の対象になりません。(回数券、株主優待券など)

＊公共交通機関を利用して通学している場合は、学校の最寄駅までが補助の対象となります。

【例：答志⇄(定期船)⇄鳥羽⇄(近鉄)⇄宇治山田⇄(バス)皇學館大前】

＊補助額の算定については、バスの場合は1年定期を、また近鉄、JR及び定期船については6箇月定期を基準とし、1箇月当りの額を算定します。(バスの場合1/12、近鉄等は1/6とし算定時の100円未満の端数は切捨てです。(下宿等も同じです。))

お問い合わせ先：鳥羽市教育委員会総務課 電話 0599-25-1262